

13 校内教育支援の充実 (幼・小・中・高・特別支援学校)

－ 子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実 －



平成 25 年 9 月学校教育法施行令の一部改正により、就学に関する手続きについて、本人及び保護者への十分な情報提供を行うこと、関係者の総合的な判断や保護者との合意形成等、丁寧な対応が求められている。また、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、子供の障害の状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子供一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定することが重要である。小・中・高・特別支援学校においては、障害の状態や個々の発達の程度、適応状況等、児童生徒に対して個別的教育支援計画を作成し、望ましい学習環境の整備（基礎的環境整備、合理的配慮）と適切な教育相談や教育支援を継続して行う必要がある。

ここがポイント（取組の重点）

- 教育的ニーズの把握・整理、学びの場の見直しが課題
- ◇教育相談・校内教育支援委員会の充実を図る。

(1) 校内教育支援委員会の充実を図る

- ① 幼児児童生徒の障害の程度や能力・特性等に応じた適切な教育支援を推進するため、各学校に校長、教頭、部主事、教務主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等で組織する**校内教育支援委員会**を設置する。
- ② 教育支援委員会では、幼児児童生徒の適切な就学に関することについて、要項等を定め、障害の種類、程度や必要な教育的支援について専門的な立場から審議を行い、対象となる幼児児童生徒及び保護者へ、適切に相談や支援を行う。
- ③ 子供一人一人の発達の程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら保護者を含めた全ての関係者で共通確認を行う。また、教育的ニーズの変化に応じた**学びの場の柔軟な見直し**に努める。

(2) 教育相談・支援の充実及び関係機関との連携を図

- ① 特別支援教育コーディネーターを中心に、教職員は校内や校外の研修に積極的に参加し、教育相談の方法や取り組む姿勢等の**専門性の向上**に努める。
- ② 医療及び保健、福祉機関、市町村教育委員会の**関係機関等との連携**を図りながら、障害のある幼児児童生徒の教育相談、就学相談の充実に努める。
- ③ 保育所、幼稚園及び小・中・高・特別支援学校が連携し、**体験入学、学校参観、交流及び共同学習、就学相談等**を積極的に実施する。
- ④ 当該児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に関する必要な**情報の共有**を図り**切れ目なく確実に引き継がれるよう努める**。

■関連資料■

- | | | |
|---|-------|---------|
| ◎『新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告』 | 文部科学省 | 令和 3 年 |
| ◎『障害のある子供の就学支援の手引
～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』 | 文部科学省 | 令和 3 年 |
| ◎『沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会条例』 | 沖縄県 | 平成 26 年 |
| ◎『学校教育法施行令の一部改正』 | 文部科学省 | 平成 25 年 |